

# 部落解放大阪府民共闘会議

# 2024 教育要求書

0. 基本要  
1. 在日朝鮮人教育  
2. インクルーシブ教育  
3. 夜間中学校教育  
4. ジェンダー平等教育  
5. 進路保障と高校改革の推進  
6. 帰国・渡日等の子どもたちの教育  
7. 同和教育推進のために

2024年11月6日

大阪府知事

吉村 洋文 様

大阪府教育委員会教育長

水野 達朗 様

部落解放大阪府民共闘会議

議 長 中野 勝利

同 教育部会

代 表 酒谷 秀樹

### 部落解放大阪府民共闘会議／教育要求書

平素の教育行政へのご尽力に、敬意を表します。

私たちは、部落差別をはじめとする一切の差別をなくし、「平和と人権の街」「世界に開かれた街」大阪を担う次世代を育む教育の果たすべき役割は極めて大きなものであると確信し、日々努力しています。特に、さまざまな理由によって困難な状況に追い込まれている子どもたちの教育保障を求めています。そのため、日本国憲法や国際人権規約・子どもの権利条約・女性差別撤廃条約の諸理念、さらには「地方分権」の精神に基づき、教育諸条件の整備・拡充に努力されることを強く要求します。

2024年は、子どもの権利条約を日本が批准して30年の節目の年です。しかし、不登校の子ども数、いじめの認知件数などは増加を続けており、子どもをめぐる貧困、虐待、自死など、人権に関わる問題は深刻さを増しています。子どもの人権が保障されていない状況を深刻に受け止め、子どもたちの「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」をふまえた対応が求められます。大阪府は、早急に学校をはじめ地域等で子どもの権利条約を周知し、その理念の実現にむけた施策を実行すべきです。また、子どもたちが安心・安全にすごせる学校・学級づくりをすすめることも欠かせません。「こども大綱」をもとにした「大阪府こども計画」を策定するとともに、教育の機会均等と子どものゆたかな学びの実現のため、教育と福祉が連動した総合的な施策の充実など、子どもを権利の主体者としたとりくみの推進を強く求めます。

日本政府は国連子どもの権利委員会から、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化するよう勧告されています。学校現場からは、全国学力・学習状況調査や自治体独自テスト、スポーツテストの実施が子どもに過度な負担を強いているとの声が毎年あがっています。事前対策や数値向上だけを目的にした方策

につながるとともに、教育課程の編成にも影響を及ぼし、子どもたちの学びに多大な問題が生じています。能力やできるできないにとらわれず、一人ひとりの「ゆたかな学び」が保障されなければなりません。すべての子どもたちに「ゆたかな学び」を保障する公教育の方向性がこれまで以上に問われています。子どもの負担軽減にむけた抜本の見直しをおこない、学力保障および多様な学びの保障を基本にしたとりくみの推進を求めます。

水平社の運動がはじまり 100 年以上が経過しました。2016 年制定の「部落差別解消推進法」では、部落差別の解消は国および地方公共団体の責任であり、積極的に施策を推進していくことを謳っています。しかし、部落差別をはじめとする人権侵害は後を絶ちません。すべての人が、部落差別の実相を学び、部落差別の解消のみならず、あらゆる差別や社会問題を解決しようとする意識をもたなければなりません。とりわけ、SNS や動画サイトなどにおける部落差別をはじめとする人権侵害は後を絶たず、ネットにおける同和・人権課題の事例は増加しています。「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の改正内容の周知と実効性ある施策を求めるとともに、子どもたちが差別の被害者、加害者、傍観者にならないよう、具体的とりくみを求めます。

あらためて、これまで私たちがとりくんできた「平和・人権・環境・共生」の解放教育実践の重要性を再確認し、学校間・地域連携のとりくみをすべての学校・校区へと広げるとともに、新規採用教職員や経験年数の少ない教職員に、大阪の「人権教育」を継承していくことが重要です。

私たちは、これまで以上に人権教育・解放教育を推進する立場から、引き続き、部落解放大阪府民共闘会議教育部会の活動を強めます。大阪府・大阪府教育庁が、これまでの同和教育施策を後退させることなく、一層の現場支援をおこなうことを強く要請し、以下の諸要求について誠実な回答をおこなうことを求めます。

# 0. 基本要 求

1. 【基本姿勢】同和教育・人権教育について大阪府教育庁としての基本姿勢を明らかにすること。あわせて、02 年度大阪府教育委員会通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を改めて周知徹底すること。 (同 1)
2. 【推進計画・推進プラン】「大阪府人権施策推進基本方針」と、これに伴い改定された「大阪府人権教育推進計画」、大阪府教育庁の「人権教育基本方針」および「大阪府人権教育推進プラン」等にもとづき、あらゆる差別をなくすための施策、啓発をおこなうこと。 (同 3)
3. 【人的配置】大阪府教育庁として、同和地区を校区に含む学校（旧同和教育推進校）に対して、さまざまな施策を活用した支援をおこなうとともに、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置をおこなうこと。 (同 4)
4. 【国への要望】大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。
  - ① 義務教育において、義務教育費国庫負担制度は「憲法の要請」にもとづき、教育の機会均等の保障、教育水準の維持・向上をはかるうえで、不可欠な財源的な裏付けを与えている。その意義をふまえ、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、当面負担割合を 1/2 に戻すこと。
  - ② 公教育への財源支出の対 GDP（国内総生産）率を OECD 平均以上に引きあげること。
  - ③ 小学校に続き、中学校・高校での 35 人学級を実施すること。
  - ④ 支援学級の学級編制基準を引き下げること。 (イン 9 ①関連)
  - ⑤ 食教育などの充実をはかるため、栄養教諭を全校に配置すること。当面、定数配置基準を改善すること。
  - ⑥ 「安心・安全な学校・教育環境」「通学路の安全」を確保するために、人的措置をはじめとする実効性のある対策を講じること。
  - ⑦ 教科書無償給与制度を堅持すること。また、高校教科書無償化制度を創設すること。
  - ⑧ 教育費の保護者負担を軽減すること。
  - ⑨ 「学齢期」を越えた夜間中学校生徒や帰国・渡日生徒にも「就学援助制度」が適用されるよう学校教育法第 19 条等の関係法令を改正すること。 (夜 2)
  - ⑩ 在日外国人を教諭として採用でき、管理職任用資格等も有することを国の見解として示すこと。
  - ⑪ 不必要に男女を分けている全国学力・学習状況調査の性別欄の廃止を求めること。 (ジェ 4)

5. 【子どもの権利条約】子どもの権利条約について、子ども、教職員、府民等へ広く周知し、条約の各条項が規定する子どもたちの権利を実現するために、具体的施策を講じること。
6. 【大阪の子どもの権利条例】子どもの権利条約の理念にもとづく「大阪府子ども条例」を実効あるものとするとともに、以下のことにとりくむこと。
- ① 「子ども総合計画後期計画」にもとづく事業については、地域を基盤とした子どもの最善の利益を追求すること。
  - ② 市町村に対して、「子どもの権利」に関する条例の策定を求めること。
7. 【人権啓発、人権関連3法・3条例】あらゆる人権侵害の現状を把握し、差別解消にむけた具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。 (同2)
- ① 「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の3法および大阪府人権関係3条例について、教育の役割が重要であることを認識し学校現場を支援するとともに、あらゆる研修でとりあげること。
  - ② 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を周知するとともに、人権侵害の防止および被害者支援等に関する実効性ある施策を講じること。
8. 【インクルーシブ教育基本方針】「障害者基本法」、「第5次大阪府障がい者計画（後期計画）」、「障害者差別解消法」をふまえ、大阪府の「支援教育」を、すべての子どもたちが「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことを基本とした「インクルーシブ教育」へとすすめていくために、大阪府教育庁としての方針を示すこと。 (イン2)
9. 【合理的配慮】「バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえ、支援を必要とする子どもへの合理的配慮の提供が教育現場ですすむよう施策を講じるとともに、市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。 (イン1)
10. 【ヘイトスピーチ】「ヘイトスピーチ解消法」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」をふまえ、ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）やインターネットに書き込まれる人権侵害事象について、大阪府・大阪府教育庁として「差別を許さない姿勢」を明らかにすること。また、意図的でなくとも無理解や偏見による言動は差別であることを含め、子どもたちや保護者、地域、府民に対して周知するとともに、学校現場のとりくみを支援する方策を確立すること。「ヘイトスピーチの問題を考えるために—研修用参考資料—」の内容についても精査し、府立学校や市町村教育委員会・学校現場に周知徹底をはかること。 (在15・帰15)

1 1. 【不登校】 不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。 (同 5)

- ① 相談窓口の周知徹底や SC による支援体制の充実など、早期に対応するための具体的施策を講じること。また、不登校やその傾向のある子どもに対しては、学びや居場所を保障するための具体的施策を講じること。
- ② SC・SSW、関係機関や地域と連携し、包括的な支援をおこなうこと。
- ③ 学校での継続的な学びを保障する観点から、すべての校種間で、家庭や子どもがおかれている状況や、連携している機関などの情報が共有できるよう施策を講じること。

1 2. 【貧困等】 20 年 3 月策定「第 2 次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。 (同 6)

- ① 家庭の経済状況の厳しさ、地域の状況、ヤングケアラーであること等が、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼしている現状をふまえ、その実態や課題の共有・連携を関係機関や市町村とおこない、対策を講じること。
- ② CSW を増員し、教育と福祉との連携をはかること。
- ③ SSW・SSWSV を増員し、学校現場にて、より効果的に活用できるよう施策を講じること。

1 3. 【いじめ】 いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、校内研修および日常の人権学習や学級集団づくりのとりくみとおして、管理職をはじめ教職員の差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を高めていくよう、府立学校および市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。また、大阪府におけるいじめの実態を明確にし、その解決のための施策を講じること。 (同 7)

1 4. 【虐待】 「児童虐待防止法」、「児童福祉法」をふまえ、子どもに対する虐待防止に努めるとともに、家庭支援をおこなうこと。また、子どもへの虐待について教職員の認識を深めるとともに、虐待を受けている子どもたちの SOS を見抜く力や迅速かつ適切な対応ができる力を身につけるための研修をおこなうこと。

1 5. 【自死】 大阪府・大阪府教育庁として子どもたちの自死にかかわる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。 (同 1 5)

1 6. 【子どもへのハラスメント】 教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。 (同 1 2・ジェ 6 ③・ジェ 7)

- ① 人権侵害が発生した場合の組織的な対応体制について明らかにすること。また、相談員の研修の充実をはかること。

- ② 20年から府立学校に通う子どもたちに実施している「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」の結果や効果を検証するとともに、フラッシュバック等の2次被害が生起しないよう配慮すること。
- ③ 部活動における体罰やあらゆるハラスメントの実態を把握し、対策を講じること。
- ④ 「子どもを守る被害者救済システム」の広報と、さらなる充実に努めること。
- ⑤ 子どもの人権尊重の観点から、「性の教育」をはじめ、子どもをエンパワメントするとりくみを実施するよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

17. 【性的指向・性自認（SOGI）】「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」をふまえ、教職員および府民が性の多様性についての理解を深めるための施策を講じるとともに、差別解消にむけての具体的とりくみをすすめること。  
(ジェ10)

18. 【人権教育の継承・管理職の課題】世代交代がすすむなかで同和教育・人権教育を継承し、創造していくための大阪府教育庁としての認識・施策を明らかにするとともに、とりわけ管理職が職場の「指摘しあう関係性」や「高めあう教職員集団」をつくるための方策を示すこと。  
(同10)

19. 【任用と研修】管理職、指導主事、首席、指導教諭等の任用については、人権感覚の鋭さ、同和教育・人権教育等の実践を重視すること。また、管理職の鋭い人権感覚・適切なリーダーシップの発揮等、管理職研修の充実を大阪府教育庁としてはかり、市町村教育委員会に対して指導・助言すること。さらに、新規教職員の採用においても、人権感覚の鋭さ・豊かさを重視して採用をおこなうこと。  
(同11)

20. 【多部局にわたる人権侵害事象】多部局にわたる課題を有する人権侵害事案が生じた際の大阪府としての対応策・体制を明らかにすること。

21. 【リバティおおさか】大阪人権博物館（リバティおおさか）と協力・連携するとともに、人権に関する教職員の研修や府民への啓発等、リバティおおさかの事業や資料の活用を促進すること。  
(同16)

22. 【教育研究会への支援】24年2月策定の大阪府「在日外国人に関わる教育における指導の指針」をふまえるとともに、これまでの在日朝鮮人教育を後退させることなくすすめること。また、大阪府人権教育研究連合協議会への人的配置の拡充および「外国人教育研究会」未設置の市町村に対し、組織整備を求めること。  
(在1・帰2)

23. 【子どもの安全・健康・給食課題】健康・給食にかかわる課題については、子どもたちの安全や人権を守る施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

- ① フッ化物洗口・塗布、予防接種等の医療行為を学校で一斉におこなうことがないようにすること。
- ② 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」の活用を促すこと。アレルギー対応は子どもの命に直接関係することから、早急に大阪府教育庁として人的配置等の環境整備を講じること。なお、食における合理的配慮について現場支援につながる施策を講じること。
- ③ 中学校給食は、安全・安心で教育的意義のある給食が子どもたちに提供されるよう市町村教育委員会に指導・助言すること。

2 4. 【健康診断】健康診断は、人権の観点を重視するとともに、以下のことにとりくむこと。

- ① 色覚検査は、学校で教職員がおこなうべきではなく、定期健康診断項目外の検査であることの確認・徹底を市町村教育委員会に周知すること。
- ② 教職員が色覚特性を知り、色のバリアフリーをすすめるための研修をおこなうこと。
- ③ 決められた数値や「あるべき健康な身体」にあわせた治療の強制や、生活規制の強要をおこなわないよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。
- ④ 学校健診記録を「ビッグデータ」として提供・活用することについては、慎重に対応すること。外部団体からのさまざまな調査については、調査内容を大阪府教育庁として精査すること。また、提供したデータは、慎重にとり扱うよう要請すること。

2 5. 【就学時の健康診断】17年改訂「就学時の健康診断マニュアル」は、公益財団法人である日本学校保健会が作成したものであり、マニュアルにそった実施を強制するものではないことを市町村教育委員会に周知すること。就学時健康診断については、93年の確認（ア．受診義務はない。イ．就学時健康診断をもとに振り分けをおこなわない。ウ．保護者の意向を尊重する。エ．精密検査の受診についても強制はしない。オ．前記事項を市町村教育委員会に指導する。）を周知徹底すること。（イン8①）

2 6. 【テスト】国連子どもの権利委員会は、19年に「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本政府に勧告した。とくに、学力調査等が、過度な事前対策や詰め込み型の学習につながり、子どもたちに競争原理をおしつけ、子どもたちの学校生活や学びに問題が生じている。子どもたち一人ひとりの「ゆたかな学び」の保障の観点から、以下のことにとりくむこと。

- ① 「全国学力・学習状況調査」（国学テ）の結果公表については、自治体や学校の序列化・過度な競争にならないよう、また、学校選択等の資料としないよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。
- ② 「小学生すくすくウォッチ」（すくすくテスト）および児童アンケートについては、廃止も含め調査内容、結果のとりあつかい等について子どもたちへの過度な負担とならないよう配慮すること。また、自治体や学校の序列化・過度な競争につながらないよう

市町村教委に指導・助言をおこなうこと。

- ③ 調査書の「評定」にかかわって、公平性を担保するための方策として活用している「チャレンジテスト」により、点数学力に特化され、各教科の評価や授業内容、年間指導計画等に大きな影響を及ぼしている。テストの結果をもとに、目標に準拠した評価（絶対評価）を学校間で相対的に比較する制度には、子どもたちの排除につながる等の問題点がある。「チャレンジテスト」に関わる問題点や課題を総括的に検証するとともに、廃止も含めた制度の見直しをはかること。（進5）
- ④ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（国体テ）の結果公表については、自治体や学校の序列化・過度な競争にならないよう、市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。
- ⑤ 「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」（小学3・4年生スポーツテスト）の実施が、事前対策や数値向上策につながり、子どもたちの学びに多大な問題が生じている。問題点や課題を総括的に検証するとともに、廃止も含めた事業の見直しをはかること。

27. 【高校入試】 入学者選抜におけるこの間の制度改変が、学校現場に大きな影響を与えている。有識者も含めた幅広い層による議論や現場の意見をふまえ、大阪府教育庁としての課題認識と今後の方向性を明らかにし、中学校での進路指導をはじめ中学校・高校現場の教育活動に混乱をきたさないよう、現場に即した指導・支援をおこなうこと。（進1）

28. 【高校教育のあり方】 地域とのつながりや中高連携を大切にした学校づくりをすすめること。また、学校教育審議会の答申や議論をふまえ、高校進学希望者全入の実現をめざしたすべての子どもの進路保障として、公立高校が子どもや保護者の多様なニーズに対応する役割を果たす長期計画を策定すること。そして、「高校適格者主義」の見直しなど、すべての子どもの学習機会、学習環境の整備を第一義とした、今後の高校教育のあり方について方向性を示すこと。（進2）

29. 【部活動】 スポーツ庁・文化庁は、公立中学校の休日の部活動については、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に段階的にとりくみ、可能な限り早期に実現することをめざすとしている。子どもの選択の自由を保障することを前提に、練習の長時間化や過熱化、保護者の費用負担、指導者確保などの課題に適切に対応すること。

30. 【私立学校の課題】 私立高校専願率が高まるなか、大阪府内すべての子どもたちの人権を保障するため、私立学校においても人権教育が適切におこなわれるよう働きかけること。（ジェ16関連・進14関連）

31. 【夜間中学】 義務教育未修了者の学ぶ権利を保障する、夜間中学校の果たす役割は大きい。16年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関

する法律」(教育機会確保法)、23年1月「夜間中学の設置・充実に向けて」(文科省手引)の改訂など、公立夜間中学校の必要性の認識と増設にむけた動きが国段階で明らかにされている。大阪府内の、現8市11校は、いわば「府立」夜間中学校としての位置づけでなければならないことから、以下のことにとりくむこと。(夜1)

- ① 夜間中学生の学習権と学ぶ場を保障するため、国への対応や「教育機会確保法」「文科省手引」等をふまえた大阪府の役割についての認識や空白区域解消にむけたとりくみを明らかにすること。
- ② 8市および生徒居住市町村へ必要な支援をおこなうこと。
- ③ 支援学校高等部既卒者が、夜間中学校で学び直した後、定時制高校へ入学できるようにするなど、夜間中学生の進路保障につながる制度改善をおこなうこと。

(夜9・進19関連)

3.2.【府立高校の再編整備】「大阪府立学校条例」第2条2項で規定する再編整備については、現に通学している子どもたちの学習環境、学習意欲が低下することがないように配慮すること。また、子どもたちの幅広い進路選択を可能とする観点にたち、「地域に根ざす」という理念の実現にむけ、とりわけ人権教育の拠点となる学校の発展や学校ごとに培ってきた特色ある教育の継承など、子どもたちや教職員、地域に不安や混乱が生じないように努めること。(進3)

3.3.【教育支援センター】教育支援センターに対する子ども・保護者・学校からのニーズは高い。しかし、通学の利便性や、原籍校との連携などの課題も多い。とりくみを十分検証したうえで、不登校の子どもへの支援の充実や、教育支援センターの拡充などをおこなうこと。

3.4.【雇用確保・違反質問等】新規高卒者の雇用の確保について、内定とり消しや内定者の入社待機が起こった場合の大阪府・大阪府教育庁としての対応を明らかにすること。また、受験面接時の「違反質問」など人権侵害をおこなわないよう企業や大学・専門学校等を強く指導するとともに、「違反質問」に対しての教職員の認識を高めるよう、方策を講じること。

3.5.【労働者教育】大阪府の実態に合わせ、人権尊重・ジェンダー平等・労働者の権利の視点にたった労働者教育としての「キャリア教育」を推進すること。また、子どもたちの就労を支援するための外部人材の活用等をおこなうこと。(ジェ9)

3.6.【アルバイト】学生のアルバイトについて、賃金や休業補償の不払い、子どもたちの就学に悪影響を与える勤務の強要、上司からのハラスメントなどの問題が生起している当事者や教職員の相談窓口の創設、子どもたちへの労働者教育、教職員の研修等をおこなうこと。

37.【高校就職】就職を希望する高校卒業予定者の就職決定を促進するため、大阪府教育庁、商工労働部、職業安定所が連携し、各種施策を充実すること。高校生の就職支援の充実にむけて、新たなとりくみ等を検証し、拡充するとともに、就職慣行の変更については、子どもたちに不利益が生じないように、実態を把握・検証し各関係機関と連携すること。

(進21)

38.【小規模校】教職員数が少ないことで子どもたちの学習活動が制限されることのないよう、単式学級を維持し、教職員数を確保すること。また、個に応じた指導や地域資源を生かした活動を教育のなかに生かすための支援を講じること。

39.【地域教育協議会】地域で子どもを育てる「地域教育協議会(すこやかネット)」のいっそうの発展・充実のため、人的措置をはじめ、大阪府教育庁として予算措置をおこなうこと。

40.【修徳学院】府立修徳学院の子どもたちが在籍する小中学校に対して、子どもたちが不利益を被らないよう、大阪府教育庁として課題解決や支援を講じること。

41.【養護施設】校区に養護施設等のある学校の実態を把握し、大阪府教育庁として支援を講じること。

42.【メディアリテラシー】SNSによる「いじめ」をはじめとする人権侵害、個人情報の流出、犯罪などへの対策を講じること。また、人権教育の視点からメディアリテラシー教育の必要性を認識できるよう、研修を充実すること。

(同8)

43.【道徳教育】人権教育を基本として課題を整理するとともに、評価については、一方的な価値観や規範意識のおしつけにならないよう大阪府教育庁としての観点を明らかにすること。また、大阪府作成の教材など、さまざまな教材を活用し、多様な価値観を認め合うことができるよう、研修をおこなうこと。

(同13関連)

44.【政治教育】若年層の投票率の向上にむけて、大阪府・大阪府教育庁として方策を講じること。また、政治的教養を育む教育については、外国籍の子どもやしょうがいのある子どもなど配慮が必要な子どもたちを排除しないよう、大阪府教育庁作成のガイドライン等の周知および有効な活用を促すこと。外国籍の子どもたちの参政権については、各国でのとりあつかいについても教職員に周知し、適切に指導できるよう、研修をおこなうこと。

(在8・帰3)

45.【平和教育】大阪府「平和教育基本方針」を具体化する施策を明らかにするとともに、

以下のことにとりくむこと。

- ① 「平和教育に関する事例集」の活用を各学校にはたらきかけること。さらに、地域の教材の好事例などを情報発信すること。
- ② 日本国憲法の基本理念である「平和主義」を伝える平和教育の研修をおこなうこと。またその際には、戦争体験者など当事者や伝承者の話をきく機会を設けるとともに、現地で学ぶことの重要性を伝えること。
- ③ 「ピースおおさか」の展示内容については、子どもたちの平和学習の資料になるよう活用促進をはたらきかけること。また、平和教育を推進するため、大阪空襲の体験者や遺族の方などの当事者をはじめ、研究者等の意見を展示内容に反映するようピースおおさかにはたらきかけること。

4 6. 【教科書採択】教科書採択に関しては、公正・公平な採択制度を確立するため、採択にかかわる審議経過、採択結果およびその理由などを積極的に公表するよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

4 7. 【日の丸・君が代】「日の丸」・「君が代」問題については、解放共闘教育部会・解放同盟大阪府連・大阪教組とのこれまでの経過を今後も尊重すること。

# 1. 在日朝鮮人教育

1. 【外国人教育研究会への支援】24年2月策定の大阪府「在日外国人に関わる教育における指導の指針」をふまえるととも、これまでの在日朝鮮人教育を後退させることなくすすめること。また、大阪府人権教育研究連合協議会への人的配置の拡充および「外国人教育研究会」未設置の市町村に対し、組織整備を求めること。 (基22・帰2)
2. 【指導専任】「教諭(指導専任)」の在日外国人教員を「教諭」として任用すること。また、採用および採用後の実態を明らかにすること。管理職任用資格等その権利を完全に保障すること。さらに、海外日本人学校への派遣教員選考資格から国籍条項を撤廃するよう国にはたらきかけること。
3. 【管理職研修】在日外国人教職員の採用が続くなか、人権研修等をとおして、とりわけ管理職、指導的立場にある教職員の知識や人権意識の高揚に努めること。また、民族教育のとりくみをすすめる観点から管理職研修、教職員研修をよりいっそう充実させること。
4. 【初任者研修の充実】新規採用による教職員の入れ替わりがすすんでいる現状に鑑み、これまでの大阪府内の在日朝鮮人教育をまとめた資料集を作成し、引き続き配布するとともに、在日朝鮮人教育の研修の充実を初任者研修等でさらにはかること。また、政令市、中核市、豊能3市2町に対しても、情報提供をおこなうこと。
5. 【韓国修学旅行】府立高校の韓国への修学旅行などに対して教育課程の編成権は学校にあることを尊重し、大阪府教育庁として十分な支援をおこなうこと。
6. 【民族講師】在日朝鮮人教育の発展や継承の観点から、担い手の確保と人材育成を充実させるために、以下のことにとりくむこと。
  - ① 教科によらない教員採用選考テストを実施し、1948年「覚え書き」にもとづく、府費負担の民族講師を教員として採用すること。
  - ② 給与負担等が移譲された政令市においても民族講師を配置するよう働きかけること。
  - ③ 大阪府全体として民族教育をすすめていけるよう人材育成にむけた具体的な策を講じること。
7. 【民族学級】在日朝鮮人の子どもたちやルーツをもつ子どもたちが多い大阪では、民族教育は保障されるべき重要な教育であり、それを担っているのが民族学級である。この場をとおして、民族的アイデンティティと自尊感情を育むとともに、学校全体への多民族・多文化共生教育を発信する存在となっている。異なる文化・習慣・価値観をもった子どもたちが、互いのちがいを認め合い、互いのアイデンティティを尊重する関係を培うため、市町村への民族学級等の支援をおこなうなど、多民族・多文化共生教育をすすめること。

- 8.【政治教育】「特別の教科 道徳」において、主権者教育や参政権がとりあげられている。政治的教養を育む教育については、外国籍の子どもを排除しない指導となるように、大阪府教育庁作成のガイドライン等の周知および有効な活用を促すこと。また、外国籍の子どもたちの参政権の国籍国でのとりあつかいについても教職員に周知し、適切に指導できるように研修すること。（基44・帰3）
- 9.【加配】在日外国人多数在籍校および民族学級設置校への教員加配を国籍にかかわらず子どもたちの実態に即しておこなうこと。配置後は、加配教員が働きやすい環境の整備につとめるよう市町村教育委員会への指導・助言をおこなうこと。また、高校にも同様の配置を拡充すること。
- 10.【高校予算、指導員制度】高校における在日朝鮮人教育のとりくみや交流会等に対する予算措置および民族講師の派遣など指導員制度を整備・拡充すること。学校支援人材バンクのさらなる充実と整備をはかるとともに、登録者の研修を充実すること。
- 11.【朝鮮語教員・NKT】高校における朝鮮語の教員を現場要求にもとづき採用すること。また、大阪府教育庁として韓国・朝鮮語指導員（NKT）の継続・増員配置をすること。
- 12.【差別事象の実態把握】人種や民族、国籍に関する配慮を欠く不快・不適切な言動（レイシャルハラスメント）が生起している。教育現場や就職・進学における差別事象の実態把握を徹底するとともに、解決にむけたとりくみや防止するための施策、研修を充実すること。また、DVD「在日外国人教育のための資料集 違いを認め合い共に生きるために」を周知すること。（帰18）
- 13.【民族学校】民族学校に通う子どもたちの学習保障をおこなうために、以下のことにとりくむこと。
- ① 民族教育の権利、子どもの人権が保障されることは、各種国際人権条約でも認められている当然の権利であることから、補助金交付再開等、授業料の支援をおこなうこと。また、朝鮮学校幼稚園に対して、幼児教育無償化を適用すること。
  - ② 朝鮮学校に対し、外国人学校振興補助金を交付すること。
  - ③ 一条校並みの助成をおこなうこと。
  - ④ 民族学校卒業生に対して、すべての大学で受験資格が認められるよう働きかけること。
- 14.【本名指導】大阪府教育委員会が作成した「本名指導について」の使用の徹底をはかるよう、市町村教育委員会へ指導・助言するとともに、その活用状況を把握すること。特に、大阪府教育庁内や管理職の研修を徹底すること。さらに、本名指導に役立つ資料等を作成すること。
- 15.【ヘイトスピーチ】「ヘイトスピーチ解消法」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」をふまえ、ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）

やインターネットにおける人権侵害事象について、大阪府・大阪府教育庁として「差別を許さない姿勢」を明らかにすること。また、意図的でなくとも無理解や偏見による言動は差別であることを含め、子どもたちや保護者、地域、府民に対して周知するとともに、学校現場のとりくみを支援する方策を確立すること。「ヘイトスピーチの問題を考えるために一研修用参考資料一」の内容についても精査し、府立学校や市町村教育委員会・学校現場に周知徹底をすること。(基10・帰15)

16. 【Jアラート】全国瞬時警報システム(Jアラート)については、子どもたちが必要以上に不安にならないための配慮をおこなうこと。また、これに関わって在日外国人、とりわけ韓国・朝鮮人に対するいやがらせ等がないように十分に配慮するよう、府立学校や市町村教育委員会へ周知徹底すること。

17. 【啓発】保護者や府民に対して、在日外国人問題についての啓発をよりいっそうおこなうこと。

18. 【映画・アニメ「めぐみ」】内閣官房拉致問題対策本部からの通知により、映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」を積極的に活用するよう求めているが、教育課程の編成権は学校にあることから強制しないこと。また、活用する際は事前・事後の学習をおこなうことを周知徹底すること。

## 2. インクルーシブ教育

1. 【合理的配慮】「バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえ、支援を必要とする子どもへの合理的配慮の提供が教育現場ですすむよう施策を講じ、市町村教育委員会に指導・助言するとともに、以下のことにとりくむこと。

(基9)

- ① 合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実を早急かつ適切におこなうよう、市町村教育委員会に指導・助言すること。
- ② 財政負担を理由に必要な支援・配慮がなされないことのないよう、施設整備について市町村教育委員会に指導・助言すること。
- ③ 合理的配慮についての研修や環境整備の現状を明らかにすること。
- ④ 当事者や関係者の意見を反映させるためのしくみをつくること。

2. 【インクルーシブ教育基本方針】「障害者基本法」、「第5次大阪府障がい者計画（後期計画）」、「障害者差別解消法」をふまえ、大阪府の「支援教育」を、すべての子どもたちが「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことを基本とした、「インクルーシブ教育」へとすすめていくために、以下のことにとりくむこと。

(基8)

- ① 大阪府として「インクルーシブ教育基本方針」を策定すること。
- ② 「インクルーシブ教育」推進のための人的配置を基本とした支援事業をさらに拡充すること。
- ③ すべての子どもたちが地域の学校に通うことを前提に、施策を充実すること。

3. 【自立支援コース・共生推進教室】すべての子どもが高校への進学をめざせるよう、自立支援コース・共生推進教室の充実等について、施策を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。

- ① 入学希望の多い「自立支援コース」の募集人数の増や、大阪府内各地域に新たに設置するなど拡充にむけた具体的な年次計画を早急に示すこと。
- ② 「共生推進教室」でおこなう職業に関する専門教育については、子ども、保護者の希望を優先し、本校での学習を強制しないとともに、選考の条件としないこと。また、「共生推進教室」設置校の本校を近隣の支援学校とすること。
- ③ 就労支援については、地域の自立支援施設との交流や社会体験学習を保障する地域支援組織の創設、就労支援組織との連携をはかること。

4. 【高校教育のあり方】「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育の理念のもとで、公立高校が子どもや保護者の多様なニーズに対応するための学びを保障するにあたり、以下のことにとりくむこと。

- ① しょうがいのある子どもたちの実態に対し、必要な人的保障や物的保障を最大限おこ

なうこと。

- ② 01年9月「府立高等学校における障害のある子どもたちに対する学習指導及び評価について（通知）」の周知徹底をはかり、しょうがいや特性に応じた学習指導・評価がおこなわれるよう努めること。
- ③ 高校の通級指導教室について、成果や課題を分析して、今後の運用に生かすこと。指導体制がとれないために通級指導をおこなえないことがないように、今後の設置計画を策定すること。

5. 【高校進学】 高校進学を希望するすべての子どもたちに入学を保障するよう求める観点から、以下のことにとりくむこと。

- ① すべての高校を受験することが可能であることを保護者等に周知すること。
- ② 高校受験に際して、引き続き受験上の配慮をすすめること。私学に対しても同様の指導をおこなうこと。なお、入試制度の変更によって、しょうがいのある子どもたちに不利益がないよう、ていねいな対応をおこなうこと。
- ③ 高校で学ぶすべてのしょうがいのある子どもたちのニーズに応じた条件整備をおこなうこと。
- ④ 「高校生活支援カード」については、子どもたちをとりまく状況に応じた支援をおこなうために活用するような施策を講ずること。また、市町村教育委員会にも「高校生活支援カード」の有効的な活用の好事例を周知すること。（進16関連）
- ⑤ 定員内不合格を出さないように高校への指導を強めること。

6. 【手話言語条例】「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」が、教育現場で活用できるよう施策を講ずること。

7. 【障害者雇用を促進する条例（ハートフル条例）】大阪府における高等支援学校等卒業生を含め、しょうがい者雇用の現状と課題を明らかにし、雇用率改善にむけたとりくみをすすめること。とくに、大阪府教育庁は法定雇用率の達成にむけて、知的しょうがいのある府立学校卒業生を雇用する「教育庁ハートフルオフィス推進事業」等の現状と課題を明らかにすること。

8. 【就学】

- ① 就学時健康診断については、93年の確認（ア．受診義務はない。イ．就学時健康診断をもとに振り分けをおこなわない。ウ．保護者の意向を尊重する。エ．精密検査の受診についても強制はしない。オ．前記事項を市町村教育委員会に指導する。）を周知徹底すること。（基25）
- ② 「障害者基本法」や「学校教育法施行令」をふまえ、まずは地域の学校への就学をすすめるべきであることについて大阪府の認識を示し、以下の点について市町村教育委員会を指導すること。

- (ア) 「就学指導委員会」や就学時の相談での「振り分け」がおこなわれないう、委員会の名称も含め、市町村教育委員会を指導すること。
- (イ) 就学通知は、地域の学校名を就学先としたものを「就学指導委員会」よりも先に送付するよう指導すること。
- (ウ) 就学相談については、必要に応じて適切におこない、就学先については保護者、本人の意向を最大限尊重するよう市町村教育委員会を指導すること。

## 9. 【支援学級・通級】

- ① 支援学級の学級編制基準を引きさげるよう、国へ要望すること。 (基4④関連)
- ② 支援学級については、しょうがい種別による学級設置とすること。
- ③ 通級指導教室の設置が困難な場合に、府単独での人的措置など、対策を講じること。また、教員の配置について、定数を引き下げるよう、国へ要望すること。
- ④ 支援教育に必要な加配などの人的措置をおこなうこと。
- ⑤ 通常学級に在籍するさまざまな支援を必要とする子どもの指導について人的配置をおこなうこと。

10. 【ダブルカウント】小中学校等に在籍するしょうがいのある子どもの学籍については、通常学級・支援学級の両方に置くという、ダブルカウントを復活すること。その際、「原」(げん)学級とは、通常学級であることを確認すること。また、支援学校等に在籍する子どもたちについても「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」理念から居住地の小中学校等に同時に在籍する二重学籍制度(副学籍制度など)とし、交流促進に努めること。

11. 【医療的ケア】「医ケア法」の施行に伴い、医療的ケアの必要な子どもの就学がすすみ、ニーズも高まっている。子どもが安心して学校に通うための措置を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。

- ① 看護師が安定的に配置されるよう、勤務労働条件の改善などの措置を講じること。
- ② 重度重複のしょうがいのある子どもたちが小中学校等に多数在籍する実態等をふまえ、理学療法士(PT)・言語療法士(ST)等を小中学校等に新たに配置・派遣できるようにすること。
- ③ 学校看護職の普及、啓発をおこなうこと。また、学校看護師の勤務実態を把握し、配慮あるとりくみをおこなうよう市町村教育委員会を指導すること。
- ④ 医療的ケアの必要な子どもや保護者が転入学時に安心して就学できるよう施設設備等条件整備や、通学支援をおこなうこと。
- ⑤ 子どもや保護者のニーズを捉え、事業の拡充をおこなうこと。

12. 【院内学級】院内学級の整備をはかるとともに、学級設置を弾力的におこなうこと。また、私立学校へ通う子どもたちの在籍問題、転出入する子どもの学籍簿の取り扱い、退院した後のケアも含め、学校と院内学級との連携の必要性を認識し、配慮あるとりくみを

するよう求めること。

1 3. 【研修計画・研修内容】教職員の研修にあたっては、大阪府におけるしょうがい児教育の経過を十分に認識し、地域で「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことをめざした「インクルーシブ教育」を推進し、しょうがいのある子どもたちの人権を尊重した教育活動をすすめる研修計画や研修内容を策定すること。

1 4. 【教育相談】支援学校で実施する教育相談は、しょうがいのある子ども本人の意思、保護者の意見を尊重すること。教育相談については、本人が通学している学校と連携をとり、すすめること。また、支援学校には大阪府立支援学校における就学にかかる教育相談等のガイドライン（21年4月1日改正）を周知すること。支援学校の通学校区変更については、子ども、保護者、当該地域・学校への十分な周知期間を設けること。

1 5. 【就学前】幼年期から「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」機会を充実するとともに、小学校等につなぐとりくみをすすめること。

1 6. 【精神疾患】精神疾患についての理解がすすみ、早期に対応できるとりくみをすすめること。

1 7. 【地域の社会教育施設】子どもの在学中はもちろん、卒業後も地域の社会教育施設（図書館・公民館など）で学ぶことができるよう、環境整備や支援体制などを整えること。

1 8. 【人権啓発】保護者・大阪府民に対して、地域で「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことをめざした「インクルーシブ教育」の啓発をおこなうこと。

### 3. 夜間中学校教育

1. 【大阪府の役割】2016年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「教育機会確保法」という)にあるように、公立夜間中学校の必要性の認識と増設・充実にむけた動きが国段階で明らかにされている。以下、大阪府としての責務と役割をどのように認識しているのかを明らかにすること。

(基31)

- ① 「2020年国勢調査」の基本集計によると、少なくとも全国の義務教育未修了の人数が89万8748人であることが明らかになった。大阪府教育庁として、大阪府内全市町村別の「未就学者」と「最終卒業学校が小学校」の人数を十分にふまえたうえで、基本的人権としての「学ぶ権利」や「学ぶ機会」を保障する観点から、重要な役割を担っている「夜間中学校」の空白区域解消にむけて、国や各市町村と連携した大阪府のとりくみを明らかにすること。
- ② 大阪府内の現8市11校は府内全域から受け入れているという、いわば「府立」夜間中学校としての位置づけでなければならない。そのため、大阪府内の夜間中学校のさらなる教育充実にむけて、大阪府として設置市および生徒居住市町村への支援を具体的におこなうこと。
- ③ 全国的に夜間中学校増設が推進されているなか、大阪市において交通の便がよい天王寺夜間と文の里夜間が廃校となった。廃校に伴って、通学する生徒の除籍者数が増加するなど、その与える影響は大きい。また、大阪市南部や東南部のみならず、南河内地区など大阪市以外の広範囲から通学が困難になったことをふまえ、大阪府として、夜間中学校での学びを希望する人々の学習機会を保障する支援策を講ずること。
- ④ 近辺に夜間中学校が設置されていない地域(南河内地区・三島地区)には、徳島県・高知県・静岡県のように都道府県立の夜間中学校の設置も可能であることから、義務教育未修了者にたいする大阪府のとりくみとして、府立の夜間中学校設置も視野に入れて、早急に検討すること。

2. 【就学保障】教育機会確保法では、義務教育未修了者に「義務教育段階における普通教育」の提供を求めている。府内の義務教育未就学者や未修了者の実態もふまえ、夜間中学校在籍期間中の就学援助を保障すること。なお、現在在籍している生徒のなかで、居住市町村の違いによって在籍期間中に保障されていないことがある場合は、改善をはかること。

(基4⑨)

3. 【教育条件整備】夜間中学校で学ぶ生徒の学力を保障するため、夜間中学校独自の加配等をはじめ、教職員配置や学級編制の改善、教育活動を充実させるための予算措置を国に要望するとともに、大阪府として予算措置をおこなうこと。

- ① 継続して教頭と養護教諭を配置すること。

- ② 教科調整時間講師を従来どおり確保すること。
- ③ 専任の事務職員を配置すること。
- ④ 日本語指導の必要な生徒の指導・支援のための人的措置をおこなうこと。
- ⑤ SC や SSW の配置を拡充させること。
- ⑥ 夜間中学校に関連する研修を計画的におこない、広く周知すること。
- ⑦ 夜間中学校に対する旅費配当を継続・拡充すること。

4. 【識字に関する施策】「国連識字の10年—すべての人々に教育を」の、「すべての人々に教育を」やSDGsの「誰一人取り残さない」という理念にたった、大阪府・大阪府教育庁としての識字教室の成果と直面した課題をふまえ、夜間中学校識字教室や日本語教室などの学びの場の保障、識字施策の充実のため支援すること。また、「大阪府識字施策推進指針(改訂版)」に示されている「関係市教育委員会および関係部局と連携をはかりながら、中学校夜間学級としてのあり方もふくめた検討をおこない、その学校教育活動の充実につとめる」ことに関わる、大阪府としての課題解決にむけて今後の具体的なとりくみを継続すること。加えて、国と連携して非識字者の学習の場を保障するよう強く要請すること。

5. 【設置市との連携・支援】夜間中学校の新增設にむけて、94年2月22日の確認を遵守し、設置市教育委員会より申請があれば、「文科省手引」をはじめ「大阪府人権教育推進計画」にもとづいて引き続きとりくむとともに、大阪府教育庁の「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」をふまえ、誠実に対処すること。また、夜間中学校の教育条件の充実にむけ、関係部局にはたらきかけるとともに、政令市を含む設置市教育委員会のとりくみの把握と支援につとめること。

6. 【合理的配慮】しょうがいを理由に就学を「免除」「猶予」された人々やしょうがいのある生徒が学ぶ夜間中学校に対して、義務教育の完全保障の観点にたち、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」や、「第5次大阪府障がい者計画」(合理的配慮の実践や支援の拡充等)をふまえ、しょうがいのある生徒が修学旅行などの宿泊を伴う行事や校外での学習に参加できるよう、人的支援などをおこなうこと。また、しょうがいのある生徒の通学介助に関わり、生徒が日々通学できるように、地域支援事業の活用などを含めて、人的支援などをおこなうこと。

7. 【給食】教育機会確保法により、地方公共団体には教育機会の確保等に関する施策を実施するための必要な財政上の措置を講じることが求められている。とりわけ、大阪府内の昼間の中学校で無償化も視野に入れた給食実施がすすんでいる実態をふまえ、夜間中学校においては就学援助制度同様に居住市町村負担を導入することも含め、設置市教育委員会に補食給食の維持・復活にむけて、フードバンクの活用などを含め具体的支援や働きかけをおこなうこと。

8. 【広報活動の強化】夜間中学校を必要としているすべての人の学習権を保障する観点にたち、夜間中学校についての広報活動を強化すること。

- ① 大阪府内の夜間中学生が参加する連合運動会や作品展、新入生歓迎会など、大阪府全体の学校行事で使用する会場の確保等を大阪府教育庁としておこなうこと。また、ポスター等については、今後も継続して作成・配布ができるよう予算措置をおこなうこと。あわせて夜間中学や生徒募集に関する府ホームページや府内すべての市町村広報への掲載を拡充し、多言語対応も含め有効に活用していくこと。
- ② 夜間中学生への情報提供者になりうる支援者（教職員・福祉関係者・自治会関係者・国際交流関係者など）への研修や周知をおこなうこと。

9. 【卒業後の進路保障】夜間中学校卒業生の進路保障をすすめること。支援学校高等部既卒者が夜間中学校で学び直した後、定時制高校等へ入学できるようにするなど、すべての夜間中学生の進路保障につながる制度改善をおこなうこと。また、夜間中学校卒業生の進路保障として、夜間定時制高校・多部制単位制高校などにおける展開授業や日本語指導等に対する人的保障をおこなうこと。  
(基31③・進19)

#### 10. 【生徒の健康】

- ① 夜間中学校に高齢の生徒やさまざまな国籍の生徒が多く在籍している実態をふまえ、現行健康診断および保健室の実態を点検するとともに、大阪府内の全夜間中学校に保健室が設置されるよう、設置市教育委員会に指導すること。
- ② 夜間中学校で学ぶ生徒の実態に見合った健康診断・相談活動がおこなわれるよう、設置市教育委員会に指導すること。とくに、年齢にあわせて健康診断の受診項目を増やすこと。
- ③ 健康診断やスポーツ振興センターなどに関連する説明文書や資料について在籍生徒の母語での翻訳をおこなうこと。

11. 【夜間中学校への受け入れ】学齢超過者(若年)に対して安易に夜間中学校への就学をすすめるのではなく、対象者の教育を受ける権利を尊重し、本人や家族の希望、意向を十分に配慮した丁寧な対応がおこなわれるよう、市町村教育委員会にはたらきかけること。また、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)等に関わり、学齢期の子どもの夜間中学校への受け入れについては、懸念される課題もあることから、慎重を期すよう、市町村教育委員会にはたらきかけること。

12. 【外国籍生徒の受け入れについて】国籍を問わず、夜間中学校への入学条件を満たしている入学希望者に、受け入れ校の人的配置や施設面の実情が要因となり、入学保留や待機を強いることはあってはならない。義務教育の「学習権」保障の観点からも府内全体の課題として受け入れに不備がないよう早急に対処すること。

## 4. ジェンダー平等教育

1. 【差別的な構造に対する課題解決】いまなお、女性に対する差別的な構造が根強く残っている。働き方・暮らし方の根底にある、幼少の頃から長年にわたり形成された固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等を性別に関わらずなくしていくとりにくみを大阪府として具体的にすすめること。
2. 【ジェンダー平等教育の推進】ジェンダー平等教育を推進するために、以下のことにとりくむこと。
  - ① 女性差別撤廃条約の基本理念をふまえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」および「大阪府男女共同参画推進条例」、「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）の重点目標の具体的取組にある「子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進」をすすめるとともに、ジェンダー平等教育の推進状況を把握するための具体的な調査をおこなうこと。ジェンダー平等教育推進のために大阪府ジェンダー平等教育基本方針を策定すること。
  - ② 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（03年7月）に記載した「男女平等教育の推進についての基本的な考え方」の周知徹底及びジェンダー平等教育啓発教材等の活用が進むよう方策を講じること。
3. 【隠れたカリキュラムの点検】各種名簿の混合化や並び方、基準服などの実態把握と、就学前の幼稚園等も含め各学校園での「隠れたカリキュラム」の点検をおこない、学校園における隠れたカリキュラム解消のための方策を講じること。
4. 【男女別調査の見直し】各種調査における男女別統計の意義や必要性を見直し、不必要な男女別調査・統計の廃止にむけとりくみ、市町村教育委員会にもはたらきかけること。また、国に全国学力・学習状況調査の性別欄の廃止を求めること。なお、性別が必要な調査等をおこなう場合には、調査における男女別統計の意義や必要性について子どもたちへの説明をおこなうこと。（基4⑩）
5. 【あらゆる暴力を許さない社会づくり】配偶者・恋人等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、痴漢等の性犯罪、買売春、ストーカー行為等の暴力は、人権侵害であるという認識を深めるための教育をすすめ、あらゆる暴力を許さない社会づくりにむけてとりくむこと。
6. 【セクシュアル・ハラスメント防止】教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、以下のことにとりくむこと。
  - ① 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然

防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」について周知するとともに、17年の「性的指向や性自認」に係る本指針の改訂をふまえ、QA集についても改訂し、実効あるものとなるよう大阪府教育庁として指導すること。

- ② 「『セクシュアル・ハラスメント防止のために』一障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点ー」「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」の活用状況を明らかにし、健康診断等にかかわる医療関係者も含め周知徹底をはかること。
- ③ 20年から府立学校に通う子どもたちに実施している「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」の結果や効果を検証するとともに、フラッシュバック等の2次被害が生起しないように配慮すること。(基16・同12)
- ④ セクシャル・ハラスメントの根本的解決にむけた対策を大阪府・大阪府教育庁として講ずること。

7. 【被害者救済システム】「子どもを守る被害者救済システム」の子どもたちへの広報と、さらなる充実に努めること。また、それに関する研修について充実させること。

(基16・同12)

8. 【DV防止】改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的とりくみをすすめること。

- ① DV防止に関する啓発や資料の活用をすすめること。
- ② 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発として、性の教育を充実させること。
- ③ 加害防止に向けた教育・教材の構築にとりくむこと。

9. 【労働者教育】大阪府の実態に合わせ、人権尊重・ジェンダー平等・労働者の権利の視点にたった労働者教育としての「キャリア教育」を推進すること。また、子どもたちの就労を支援するための外部人材の活用等をおこなうこと。(基35)

10. 【性の多様性】「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関わる府民の理解の増進に関わる条例」などをふまえ、以下のことにとりくむこと。(基17)

- ① 大阪府教育庁「性の多様性を理解するために」の冊子等の活用をすすめ、性の多様性についての理解を深めるとともに、差別解消にむけての具体的とりくみをすすめること。
- ② 教育実践の推進・教材開発等、また、基準服・体操服の着衣や並び方等、教育のあらゆる場面で「性的指向・性自認」(SOGI)の考え方をひろめ、子どもたちの人権が守られるてだてを講ずること。
- ③ 部活動においてもSOGIの考え方で子どもたちの人権が守られるよう、関連団体にはたらきかけること。

- 1 1. 【プライバシーを守るための施設の充実】府立学校において、子どもたちのプライバシーを守る視点にたった更衣室や多目的トイレ等の設置をすすめること。また、市町村教育委員会に対しても設置がすすむよう指導・助言すること。
- 1 2. 【保健体育】保健体育の授業で、性別で分けることなく共学・共修をすすめるよう、好事例の発信や実践交流など、具体的でだてを講じること。また、学習内容がジェンダー平等の視点でとりくまれるよう市町村教育委員会に指導・助言すること。
- 1 3. 【性の教育】人権、ジェンダー平等の視点にたち、SOGI の観点を含む個人の自己決定権を尊重する包括的な性の教育をすすめるために、以下のことにとりくむこと。
  - ① 性教育指導事例集「わたしを生きる」が学校現場で活用されるようでだてを講じること。さらに、「性に関する指導」における指導者養成研修での成果にもとづき性の教育をひろげるためのでだてを講じること。
  - ② しょうがいのある子どもたちに対する性の教育の必要性についての認識を深め、とりくみをすすめること。
  - ③ 「生命（いのち）の安全教育」について、とりくみが交流できるように研修を実施するなど、具体的でだてを講じること。
  - ④ 現代のネット環境下において、性に関する情報を適切に判断し対応できるよう、性情報に関するリテラシー教育をすすめるでだてを講じること。
- 1 4. 【若年層の性的搾取】若年層を性的搾取から守るために、以下のとりくみをすすめること。
  - ① 子どもを性的な対象として搾取する実態や写真・動画の扱われ方等を把握し、対策を講じること。対策については、単に補導や生徒指導の視点ではなく、人権的な視点で実施すること。
  - ② 「AV 出演被害防止・救済法」の周知及び啓発をおこなうこと。
  - ③ 性犯罪・性暴力被害者救済に関する相談窓口の周知をおこなうこと。
- 1 5. 【妊娠を理由とした退学等】18年3月文科省通知「公立の高校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒に対する対応等について」を周知すること。妊娠した子どもへの学業継続にむけた適切な対応について実態を把握し、今後のとりくみを明らかにすること。また、妊娠をした子どもへ相談窓口の周知などケアをおこなうこと。
- 1 6. 【私立学校の課題】ジェンダー平等教育が私立学校においても適切におこなわれるよう指導すること。

（基30関連・進14関連）
- 1 7. 【研修の充実】ジェンダー平等教育（性の教育を含む）の啓発、管理職はじめ教職員

がジェンダーに敏感な視点を養うため、以下のことにとりくむこと。

- ① 管理職や指導主事を対象にセクシュアル・ハラスメント防止やジェンダーに敏感な視点を養うための研修をおこなうこと。
- ② 教育センターにおけるジェンダー平等教育の研修の充実をはかるとともに、各市町村教育委員会でのジェンダー平等教育に関する研修について支援すること。
- ③ 学校園でのジェンダー平等教育の実践について、とりくみが交流できるように研修を実施するなど、具体的にだてを講ずること。
- ④ 学校園で、教職員対象に実効性のある校内研修が実施されるようはたらきかけること。

18. 【メディア】メディア等における性の商品化や暴力的表現及び性別役割分担をみなおし、女性の人権を尊重した表現をおこなうよう各方面に大阪府としてはたらきかけること。特に、学校園で配布されるリーフレット等については、ジェンダー平等の視点で点検をおこなうこと。

19. 【教員養成課程・管理職任用】教員養成課程のカリキュラムにジェンダーに敏感な視点にたった項目をとり入れるようはたらきかけるとともに、管理職選考や教員採用選考にジェンダー平等教育の観点を盛り込むこと。

20. 【男女共同参画社会】子どもたちの男女共同参画意識を向上させるためにも、女性活躍推進法にもとづく21年度改定大阪府教育委員会特定事業主行動計画などをふまえ、男女共同参画社会にみあった女性管理職率にすること。当面、女性比率25%をめざし、30%とするための年次目標を明らかにすること。

## 5. 進路保障と高校改革の推進

1. 【高校入試】 入学者選抜におけるこの間の制度改変が、学校現場に大きな影響を与えている。有識者も含めた幅広い層による議論や現場の意見をふまえ、大阪府教育庁としての課題認識と今後の方向性を明らかにし、中学校での進路指導をはじめ中学校・高校現場の教育活動に混乱をきたさないよう、現場に即した指導・支援をおこなうこと。  
(基27)
2. 【高校教育のあり方】 地域とのつながりや中高連携を大切にした学校づくりをすすめること。また、高校進学希望者全入の実現をめざしたすべての子どもの進路保障として、公立高校が子どもや保護者の多様なニーズに対応する役割を果たす長期計画を策定すること。そして、「高校適格者主義」の見直しなど、すべての子どもの学習機会、学習環境の整備を第一義とした、今後の高校教育のあり方について、方向性を示すこと。  
(基28)
3. 【府立高校の再編整備】「大阪府立学校条例」第2条2項で規定する再編整備については、現に通学している子どもたちの学習環境、学習意欲が低下することがないように配慮すること。また、子どもたちの幅広い進路選択を可能とする観点にたち、「地域に根ざす」という理念の実現にむけ、とりわけ人権教育の拠点となる学校の発展や学校ごとに培ってきた特色ある教育の継承など、子どもたちや教職員、地域に不安や混乱が生じないように努めること。  
(基32)
4. 【受験上の配慮】 日本語指導が必要な子どもや自立支援コースなどを希望する子どもたちにとっての入学者選抜の機会を保障すること。また、感染症への感染などにより、入学者選抜の機会をうばわれることのないよう適切に対応すること。
5. 【チャレンジテスト】 調査書の「評定」にかかわって、公平性を担保するための方策として活用している「チャレンジテスト」により、点数学力に特化され、各教科の評価や授業内容、年間指導計画等に大きな影響を及ぼしている。テストの結果をもとに、目標に準拠した評価（絶対評価）を学校間で相対的に比較する制度には、子どもたちの排除につながる等の問題点がある。チャレンジテストに関わる問題点や課題を総括的に検証するとともに、廃止も含めた制度の見直しをはかること。  
(基26③)
6. 【入試における課題】 公立高校入学者選抜における合格者の決定手順について、さまざまな課題や問題点が表面化している。とりわけ外部検定の導入により、経済格差が教育格差につながらないように、廃止等検討すること。
7. 【ステップスクール・エンパワメントスクール】 子どもたちの多様な学びに応える高校

となるよう、引き続き地域バランス等を考慮するとともに、設置校のこれまでのとりくみを十分に活かしたものとすること。とりわけ、ステップスクールについては、各校のとりくみが発展・継承されるよう支援するとともに、柔軟なカリキュラムや少人数学級などを継続しておこなえるよう、定数を改善するなどの人的配置をおこなうこと。

8. 【グローバルリーダーズハイスクール】「グローバルリーダーズハイスクール」のとりくみが、受験競争の激化や受験指導に偏重することが危惧される。人権問題が生起している現状をふまえ、部落問題学習や国際理解教育など人権尊重の教育を計画的に実施するよう指導すること。
9. 【私立高校の無償化の検証】家庭の経済格差が教育格差につながらないよう高校授業料支援制度を継続するとともに、費用の一時負担や一定の負担が生じることについて、保護者や子どもに正しく周知すること。また、さまざまな生活実態や課題に直面する子どもたちの学びを保障する観点から、私立高校の中退や転学率、生徒支援体制等を検証すること。
10. 【公立高校の充実】過度な受験競争の影響を受けて、公立高校入学者が減少している。子どもたちにとって公立高校が魅力ある進路先となるよう学校設備や教育内容の充実にむけた予算措置や、公立高校が培ってきた特色ある教育内容を広く周知できるよう情報発信を強化すること。
11. 【学校現場への支援】府立高校の教育内容が多様化する中、中学校現場においては、これまで以上に子ども・保護者への精確かつ迅速な情報提供や対応等、よりきめ細かな進路指導が求められる。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導の充実をはかるため、加配を活用して専任教員を配置するなど、中学校現場への支援をおこなうこと。
12. 【高校見学・体験入学・進学フェア】高校見学・体験入学、進学フェアを実施するにあたっては、次のことをふまえ実施すること。
  - ① 中学生の参加に際して、中学校教職員などの引率を要しない旨を高校に周知・徹底すること。
  - ② 計画一覧や公立高校ガイドが1学期の進路懇談等、進路指導に適切に活用できるよう、早期作成や迅速な配布をおこなうこと。
  - ③ 進学フェアにおいては、子どもたちが高校の特色を理解し自らのニーズに応じた学校選択ができるよう、発信する情報に十分に留意すること。
  - ④ やむを得ない事情で見学会や進学フェア等に参加することができなかった子どもに対して、情報を発信できるよう工夫をすること。
13. 【出願に関わる課題】公立高校入試における出願期間について、配慮を要する子どもたちなどの実情に鑑み、十分な出願期間が確保できるよう努めること。また、オンライン

出願の実施にあたっては、子どもや保護者の負担増加や不利益が生じないように十分に配慮し、市町村教育委員会や中学校現場に対していねいに周知すること。

1 4. 【入試に関わるジェンダー課題】「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」をふまえ、私立を含む高校入試において不必要な性による区別等がないよう、子どもたちの人権を尊重することを第一義とした環境整備に努めること。  
(基30関連・ジェ16関連)

1 5. 【教育保障】同和地区出身の子どもたちをはじめとする、すべての子どもたちの教育保障をおこなうこと。

- ① 独立行政法人「日本学生支援機構」に対し、以下の要望をおこなうこと。
  - ア. 給付型の奨学金制度を拡大すること。
  - イ. 引き続き、給付額・貸与額増額、募集枠拡大、学力基準の廃止を求めること。
  - ウ. 当面、無利子奨学金（第1種）だけでなく有利子奨学金（第2種）についても所得連動型の返還とするよう求めること。とりわけ、経済的により厳しい状況に置かれている第1種・第2種の併用者を支援するものとなるよう強く求めること。
- ② 大阪府育英会奨学金制度について、以下のとおり改善すること。
  - ア. 給付型の奨学金制度を拡大すること。
  - イ. 給付額・貸与額を増額すること。
  - ウ. サービサー（債権回収会社）の活用をおこなわないこと。
- ③ 府立高校の入学料等の未納指導にあたっては、「教育的配慮」の観点にたち、現に通学している子どもたちの教育を受ける権利を奪わないよう、慎重に対応すること。

1 6. 【高校生活支援カード】「高校生活支援カード」については、子どもたちをとりまく状況に応じた支援をおこなうために活用するような施策を講ずること。また、市町村教育委員会にも「高校生活支援カード」の有効的な活用の好事例を周知すること。  
(帰8⑨・イン5④)

1 7. 【私学の入試日程】私学の入試制度・日程などについては、受験者の負担増とならないよう、公立中学校の教育課程などに十分配慮するよう調整すること。

1 8. 【高等職業技術専門校】公的職業教育機関「高等職業技術専門校」の中卒枠の維持に努めること。また、次年度の定員枠については、早期に周知をおこなうこと。

1 9. 【夜間定時制高校】現在の夜間定時制高校が、事実上、後期中等教育の「最後の担い手」として役割を果たしていることをふまえ、夜間定時制高校で不合格者を出さないよう、志願状況に応じて募集学級数や募集人員の増など、希望者全入にむけ必要な措置をおこなうこと。また、支援学校高等部既卒者が夜間中学校で学び直した後、定時制高校等へ入学

できるようにするなど、夜間中学生の進路保障につながる制度改善をおこなうこと。

(基3 1③・夜9)

20. 【高校中退に関わる課題】 高校中退者を減らす対策を講じること。

- ① 単位制や進級規定の弾力的運用などをすすめること。
- ② 中高連携のとりくみの充実など、子どもたち一人ひとりを丁寧に指導できるよう大阪府教育庁として支援策を講ずること。
- ③ 「公私間の転入学制度」が、子どもたちの進路保障の一環としてよりよいものとなるよう努めること。
- ④ 高校中退、不登校の子どもたちを支援する各種事業を継続すること。
- ⑤ さまざまな課題が集中する高校への具体的な支援・施策をさらに強化すること。
- ⑥ 妊娠した子どもが学び続けることができるよう支援すること。

21. 【高校就職】 就職を希望する高校卒業予定者の就職決定を促進するため、大阪府教育庁、商工労働部、職業安定所が連携し、各種施策を充実すること。高校生への就職支援の充実にむけて、新たなとりくみなど検証し、拡充するとともに、就職慣行の変更については、子どもたちに不利益が生じないよう、実態を把握・検証し各関係機関と連携すること。

(基3 7)

22. 【求人票】 精確な求人情報が就職希望者に明示されるよう、大阪府・大阪府教育庁として対策を講ずること。また、民間企業による求人票の電子化については、子どもたちの主体的な進路選択が阻害されないよう留意すること。

23. 【働く前に知っておくべき13項目】 中・高校生を対象とした「働く前に知っておくべき13項目」「同7項目」の発行を継続するとともに、全府立学校生・中学3年生全員に配布すること。また、総合学習や進路指導での活用をはたらきかけること。さらに、厚生労働省作成「知って役立つ労働法（働くときに必要な基礎知識）」の周知をはかること。

## 6. 帰国・渡日等の子どもたちの教育

1. 【実態把握・人的配置等】外国籍の子どもが増加するなか、日本語指導が必要な子どもたちの実態を正確に把握し、必要な支援を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。
  - ① 帰国・渡日等の子どもたちの就学や十分な教育を保障すること。また、帰国・渡日の子どもの実態、学校のとりくみを基本に必要な教職員を引き続き配置すること。
  - ② 少数言語を母語とする子どもたちの文化やアイデンティティの保障、母語保障、学習言語の獲得のために必要な人的配置をおこなうこと。「母語による学習サポート」を具現化するための「日本語教育学校支援事業」の予算を十分確保すること。また、「教育サポーター」派遣の対象を府立高校から小・中学校にも拡充すること。
  - ③ 日本語指導が必要な子どもたちの多様な実態や支援を通じてみえてくる課題解決をはかるため、NPO との連携を強化し、サポート体制を充実させること。
  - ④ 「DLA」（外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント）の活用、『特別の教育課程』による日本語指導を引き続きすすめること。また、府立高校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の実施にむけて、具体例を示す等支援をおこなうこと。
  
2. 【外国人教育研究会への支援】帰国・渡日等の子どもたちの教育を保障するため、大阪府人権教育研究連合協議会への人的配置を拡充すること。また、「外国人教育研究会」未設置の市町村に対し、組織整備を求めること。（基 2 2・在 1）
  
3. 【政治教育】「特別の教科 道徳」において、主権者教育や参政権がとりあげられている。政治的教養を育む教育については、外国籍の子どもを排除しない指導となるように、大阪府教育庁作成のガイドライン等の周知および有効な活用を促すこと。また、外国籍の子どもたちの参政権については、国籍国でのとりあつかいについても教職員に周知し、適切に指導できるように研修すること。（基 4 4・在 8）
  
4. 【生活・労働問題】帰国・渡日の子どもの健康保障や親の生活・労働の問題など、さまざまな課題があるなかで、当面、以下のことについての施策を拡充すること。
  - ① 府営住宅など、住宅を保障すること。また、住宅に関する必要な情報を多言語で提供すること。
  - ② 在日外国人に必要な情報を多言語で提供するとともに相談体制を拡充すること。また、災害等の非常時には、情報を即時提供できるシステムを整備すること。「やさしい日本語」については、行政・学校で活用できるように整備すること。
  - ③ 外国人に対する入居差別をおこなわないよう民間業者への指導を徹底すること。
  - ④ 「国連識字の 10 年ーすべての人々に教育を」は 2012 年で終了したが、「すべての人々

に教育を」という理念にたち、大阪府としてのとりくみの成果と残された課題の解決にむけ今後の方策を明らかにすること。また、渡日者などを対象とした「日本語読み書き教室」を設置している市町村への支援や、「おおさか識字・日本語センター」の活用や連携をすすめるための大阪府としての支援を継続するとともに、「識字推進指針」が未制定の自治体へのはたらきかけを強めること。

- ⑤ 「日本語教育の推進に関する法律」に則り、外国人等に対し、その希望をふまえ置かれている状況および能力に応じた日本語教育を受ける機会を最大限確保すること。
- ⑥ 帰国・渡日の子どもたちの体験交流会等を開催すること。また NPO 等が実施する各種イベントに対する助成の内容を明らかにすること。
- ⑦ 定住外国人に係わる行政施策・行政サービス等についてはすべての外国人在籍校に引き続き周知すること。
- ⑧ 帰国・渡日に特化した就労につながる機関を設けること。また、それに準じる NPO 等の事業に助成すること。

5. 【入試】 高校入試に際し、引き続き受験上の配慮をすること。また、入試制度の変更によって帰国・渡日等の子どもたちに不利益が生じることがないように以下のように対応すること。

- ① 「特別枠」の実施校・受入人数の拡大、母語による入試などいっそうの改善をはかること。
- ② 入試「配慮」、「特別枠」の編入学年による資格要件を撤廃すること。当面、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜に係る応募資格の申請手続き」の変更に伴い、中学校現場への十分な周知をはかること。
- ③ 「帰国生枠入試」についても、子どもたちの状況に柔軟に対応すること。
- ④ 大阪府公立高校入学者選抜の改変に伴い、帰国・渡日の子どもたちや保護者への精確な情報提供や対応等、よりきめ細やかな進路保障・進路指導が求められている。これらの充実をはかるため、中学校現場への十分な指導と支援を引き続きおこなうこと。
- ⑤ 私立高校に対し、帰国・渡日の子どもの入試に関わって配慮するよう周知すること。帰国・渡日の子どもたちが入学している私立学校には、大阪府として支援すること。また、府立学校と私立学校との連携をすすめること。

6. 【入学時の通訳】 帰国・渡日の子どもたちが入学する際に、保護者の高校教育への理解と協力のため通訳が必要な場合は、別途、保護者に対して説明する場を設けるなど、引き続き支援策を講じること。

7. 【多言語通訳派遣の拡充】 帰国・渡日の子どもたちの教育保障のために、大阪府として多言語通訳の派遣制度を拡充するとともに、通訳者に対する研修や多数在籍校、少数点在校への支援通訳の常時派遣をおこなうこと。また、派遣条件「帰国3年以内」については引き続き弾力的に運用すること。

8. 【多数在籍高校】 帰国・渡日の子どもが多数在籍する高校に対し、以下の施策をおこなうこと。

- ① 教職員加配の増員をおこなうこと。
- ② 帰国・渡日の子どもの支援、中国語授業の増加などに対応するため、中国語の教員採用選考テストを実施すること。
- ③ 日本語指導の充実をはかるため「日本語指導」の教員採用選考テストを実施すること。
- ④ 多文化共生教育の充実をはかるため、「多文化共生」や「国際理解」に関する経験のある教職員を積極的に採用すること。
- ⑤ 中国語指導員や韓国・朝鮮語指導員の継続配置・増員をはかること。
- ⑥ 多言語の指導助手の配置をはかること。
- ⑦ 編入学の帰国・渡日の子どもたちに学習等の支援策を講じること。
- ⑧ エンパワメントスクールの帰国・渡日の子どもたちに対する学習等の支援策を講じること。
- ⑨ 「高校生活支援カード」については、子どもたちをとりまく状況に応じた支援をおこなうために活用するような施策を講ずること。また、市町村教育委員会にも「高校生活支援カード」の有効的な活用の好事例を周知すること。 (進16関連)
- ⑩ 高等学校就学支援金と奨学給付金の受給対象となる子どもへ確実に支給されるよう申請書の多言語対応等のでだてを講じること。

9. 【教育サポーター】 帰国・渡日の子どもたちの教育保障のために、「教育サポーター」を養成すること。また、「専門員」は府立高校と同様に市町村においても活用できるよう事業を充実すること。

10. 【教科書等の翻訳】 帰国・渡日の子どもたちに必要な補助教材の作成や教科書の翻訳をおこなうこと。学校行事・保健連絡等「家庭への連絡文書対訳集」を学校現場で必要とされる言語で作成し、周知すること。とりわけ、ホームページの内容を適宜、更新すること。また、教科学習の指導資料等の作成にあたっては、解放共闘教育部会との協議をおこなうこと。

11. 【学校生活サポート事業】 NPO との協働による「帰国・渡日児童生徒の学校生活サポート事業」について、とりわけ多言語対応の進路ガイダンスを市町村と連携して今後も充実、継続すること。

12. 【高専などでの入試配慮、受け入れ実態】 高等職業技術専門校などへの入校に対しても、府立学校に準じた「特別配慮」をおこなうこと。また現状での帰国・渡日の子どもたちの受け入れ状況の実態を明らかにすること。

1 3. 【就職】就職を希望する帰国・渡日の子どもたちの就職決定を促進するため、各種施策を充実すること。

1 4. 【就学・就労、在留資格】経済的理由で就学できない、安定した収入を得られる就労ができない子どもたちの実態を把握し、課題解決へとりくむこと。また、15年の法務省通知をふまえ、「家族滞在」であっても就労が決まれば「定住者」に在留資格が変更できること等、18年の法務省通知によってその対象範囲が緩和されたこと等必要な情報があれば直ちに学校はもとより本人や家族に提供し、就学、就労など進路を保障すること。

1 5. 【ヘイトスピーチ】「ヘイトスピーチ解消法」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」をふまえ、ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）やインターネットにおける人権侵害事象について、大阪府・大阪府教育庁として「差別を許さない姿勢」を明らかにすること。また、意図的でなくとも無理解や偏見による言動は差別であることを含め、子どもたちや保護者、地域、府民に対してより周知するとともに、学校現場のとりくみを支援する方策を確立すること。「ヘイトスピーチの問題を考えるために―研修用参考資料―」の内容についても精査し、府立学校や市町村教育委員会・学校現場に周知徹底をはかること。 (基10・在15)

1 6. 【小学校外国語】小学校外国語については、多文化共生教育、多様性教育といった観点を大切にしよう市町村教育委員会を指導すること。

1 7. 【啓発】保護者や府民に対して、帰国・渡日等に関わる問題についての啓発をよりいっそうおこなうこと。

1 8. 【差別事象の実態把握】人種や民族、国籍に関する配慮を欠く不快・不適切な言動（レイシャルハラスメント）が生起している。教育現場や就職・進学における差別事象の実態把握を徹底するとともに、解決にむけたとりくみや防止するための施策、研修を充実すること。また、DVD教材「在日外国人教育のための資料集 違いを認め合い共に生きるために」を周知すること。 (在12)

## 7. 同和教育推進のために

1. 【基本姿勢】同和教育・人権教育について大阪府教育庁としての基本姿勢を明らかにすること。あわせて、02 年度大阪府教育委員会通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を改めて周知徹底すること。 (基 1)
2. 【人権啓発、人権関連 3 法・3 条例】あらゆる人権侵害の現状を把握し、差別解消にむけた具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。
  - ① 「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の 3 法および大阪府人権関係 3 条例について、教育の役割が重要であることを認識し学校現場を支援するとともに、あらゆる研修でとりあげること。
  - ② 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を周知するとともに、人権侵害の防止および被害者支援等に関する実効性ある施策を講じること。 (基 7)
3. 【推進計画・推進プラン】「大阪府人権施策推進基本方針」と、これに伴い改定された「大阪府人権教育推進計画」、大阪府教育庁の「人権教育基本方針」および「大阪府人権教育推進プラン」等にもとづき、あらゆる差別をなくすための施策、啓発をおこなうこと。 (基 2)
4. 【人的配置】大阪府教育庁として、同和地区を校区に含む学校（旧同和教育推進校）に対して、さまざまな施策を活用した支援をおこなうとともに、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置をおこなうこと。 (基 3)
5. 【不登校】不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。 (基 1 1)
  - ① 相談窓口の周知徹底や SC による支援体制の充実など、早期に対応するための具体的施策を講じること。また、不登校やその傾向のある子どもに対しては、学びや居場所を保障するための具体的施策を講じること。
  - ② SC・SSW、関係機関や地域と連携し、包括的な支援をおこなうこと。
  - ③ 学校での継続的な学びを保障する観点から、すべての校種間で、家庭や子どもがおかれている状況や、連携している機関などの情報が共有できるよう施策を講じること。
6. 【貧困等】20 年 3 月策定「第 2 次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。 (基 1 2)

- ① 家庭の経済状況の厳しさ、地域の状況、ヤングケアラーであること等が、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼしている現状をふまえ、その実態や課題の共有・連携を関係機関や市町村とおこない、対策を講じること。
- ② CSWを増員し、教育と福祉との連携をはかること。
- ③ SSW・SSWSVを増員し、学校現場にて、より効果的に活用できるよう施策を講じること。

7. 【いじめ】いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、校内研修および日常の人権学習や学級集団づくりのとりくみをとおして、管理職をはじめ教職員に差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を高めていくよう、府立学校および市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。また、大阪府におけるいじめの実態を明確にし、その解決のための施策を講じること。 (基13)

8. 【メディアリテラシー】SNSによる「いじめ」をはじめとする人権侵害、個人情報の流出、犯罪などへの対策を講じること。また、人権教育の視点からメディアリテラシー教育の必要性を認識できるよう、研修を充実させること。 (基42)

9. 【大人連】大阪府人権教育研究連合協議会が、大阪府内はもとより、全国の同和教育・人権教育の発展、深化に果たしている役割について、大阪府教育庁としての見解を示すこと。今後も、同和教育・人権教育を推進するための研究組織に対する支援を拡充すること。

10. 【人権教育の継承・管理職の課題】世代交代がすすむなかで同和教育・人権教育を継承し、創造していくための大阪府教育庁としての認識・施策を明らかにするとともに、とりわけ管理職が職場の「指摘し合う関係性」や「高めあう教職員集団」をつくるための方策を示すこと。 (基18)

11. 【任用と研修】管理職、指導主事、首席、指導教諭等の任用については、人権感覚の鋭さ、同和教育・人権教育等の実践を重視すること。また、管理職の鋭い人権感覚・適切なリーダーシップの発揮等、管理職研修の充実を大阪府教育庁としてはかり、市町村教育委員会に対しても指導・助言すること。さらに、新規教職員の採用においても、人権感覚の鋭さ・豊かさを重視して採用をおこなうこと。 (基19)

12. 【子どもへのハラスメント】教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。 (基16・ジェ6③・ジェ7)

- ① 人権侵害が発生した場合の組織的な対応体制について明らかにすること。また、相談員の研修の充実をはかること。
- ② 20年から府立学校に通う子どもたちに実施している「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」の結果や効果を検証するとともに、フラッシュバック等の2次被

害が生起しないよう配慮すること。

- ③ 部活動における体罰やあらゆるハラスメントの実態を把握し、対策を講じること。
- ④ 「子どもを守る被害者救済システム」の広報と、さらなる充実に努めること。
- ⑤ 子どもの人権尊重の観点から「性の教育」をはじめ子どもをエンパワメントするとりくみを実施するよう、市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

1 3. 【にんげん活用】人権教育読本「にんげん」の活用推進にむけた大阪府教育庁としての考え方をすべての市町村教育委員会に指導徹底すること。また、活用状況を調査するとともに、実践的な経験交流を深めるために、引き続きセミナー等の報告の機会をつくるようとりくむこと。また、人権教育教材（CD）等の活用をすすめる方策を明らかにするとともに、活用の検証をおこなうこと。「特別の教科 道徳」についても、人権課題を学習する教材として「にんげん」の使用促進を含め、多様な教材を活用し、多様な価値観を認め合うことができるよう、研修をおこなうこと。 （基4 3 関連）

1 4. 【進路・中退防止】同和地区を校区に含む学校（旧同和教育推進校）の進路課題についての認識を明らかにすること。その際、経済的・学力的に厳しい子どもたちの後期中等教育を受ける権利を保障すること。

また、高校生活を続けられるよう、冊子「中退の未然防止のために」の周知徹底や、高校中退問題解決にむけての施策を明らかにすること。

1 5. 【自死】大阪府・大阪府教育庁として子どもたちの自死にかかわる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。 （基1 5）

1 6. 【リバティおおさか】大阪人権博物館（リバティおおさか）と協力・連携するとともに、人権に関する教職員の研修や府民への啓発等、リバティおおさかの事業や資料の活用を促進すること。 （基2 1）